

窓口業務の包括的業務委託事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 事業名称

窓口業務の包括的業務委託事業

(2) 事業目的

市民課及び保険年金課における各種届出や申請、証明書発行等の窓口に係る業務を委託することにより、近年増加している相談を要する業務や、専門的な対応を必要とする業務に対し、正規職員を再配置することで、きめ細かな市民サービスを実現し、市民満足度を向上させることを目的とする。

(3) 事業内容

別紙「窓口業務の包括的業務委託事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4) 事業契約期間

契約締結日から平成36年3月31日まで。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定とする。

(6) 委託上限額

1,280,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※ 契約時の予定価格を示すものではなく、本委託事業の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

また、消費税額は平成31年9月30日までは8%、平成31年10月1日からは10%で算出すること。

(7) 支払方法

初期導入費用及びサービスインまでの間に発生した経費をサービスイン後に一括して支払うこととする。

なお、それ以降の期間は、契約期間満了月までの月払いとする。

(8) 事務局

- ① 担当部署 : 平塚市市民部市民課
- ② 担当者 : 岡崎、大内田
- ③ 所在地 : 〒254-8686
神奈川県平塚市浅間町9番1号
- ④ 連絡先 : 0463-20-9123
- ⑤ 電子メール : shimin@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(9) 企画提案書及びプロポーザル時における言語、通貨及び単位

- ① 言語 : 日本語
- ② 通貨 : 日本国通貨
- ③ 単位 : 計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位

2 参加資格要件

(1) 参加資格

- 本プロポーザルに提案しようとする者は次に掲げる資格を有する事業者であること。
- ① 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
 - ③ 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
 - ④ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
 - ⑤ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。但し、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「2（1）①」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
 - ⑥ 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「2（1）①」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
 - ⑦ 債務不履行により所有する資産に対し仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
 - ⑧ 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
 - ⑨ 人口10万人以上の地方公共団体等で、同種の委託事業を受託した実績があること。
 - ⑩ 現場説明会に参加している者であること。
 - ⑪ プライバシーマーク（JISQ15001）認証を受けている者であること。
 - ⑫ ISMS（JISQ27001又はISO/IEC27001）認証を受けている者であること。
 - ⑬ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(昭和60年法律第88号)に基づく業務改善命令を受けていない者であること。ただし、過去に業務改善命令を受け、現在解除されている者は除く。

(2) 参加表明

本プロポーザルに対し、参加を希望する者は次に掲げる本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）を提出し、参加表明を行うものとする。

なお、企画提案書、見積書及び見積内訳書の副本については、提案者の特定が可能な情報は入れないこと。

各副本内に提案者の特定が可能な情報が記載されていた場合は、「失格」とする。

① 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書 1部

イ 会社概要 9部

ウ 関連業務受託実績表 9部

エ 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類 各1部

平成30年6月1日以降に発行された次の各区分の証明書を提出すること。

なお、いずれも現年度のみの滞納がない証明ではなく、現在において滞納のない証明であること。

(ア) 国税の滞納がないことを証明する書類

次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。

A 本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その3の3」。

B 納税義務のない者は、本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その3」。

(イ) 地方税の滞納がないことを証明する書類

次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。

なお、証明書は契約締結先となる事業所が所在する市町村のものを提出すること。

また、支店などに契約締結権を委任する場合は、支店などが所在する市町村の証明書であることに留意すること。

A 市町村税全てにおいて滞納のないことを証明する「市町村税を現在滞納していない証明書」。

B 課税市町村が「市町村税を現在滞納していない証明書」を発行していない場合に限り、直近2年間の各納税証明書。

C 東京都特別区においては、法人都民税、固定資産税などの最近2年分の各納税証明書。

オ 資格及び実績を証明する書類 各1部
(ア) プライバシーマーク (JISQ15001) 認証の写し
(イ) ISMS (JISQ27001又はISO/IEC27001) 認証の写し

カ 企画提案書 正本1部 副本9部

キ 見積書及び見積内訳書 正本各1部 副本各9部

ク 賠償責任保険証及び補償内容がわかる書類の写し 各1部

② 提出期限

平成30年11月27日(火) 17時まで

③ 提出方法

事前に電話連絡の上、事務局に持参すること。

なお、郵送もしくは信書便又は電送によるものは受け付けない。

また、提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは一切認めない。

(3) 参加辞退申込

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は平成30年11月30日(金) 17時までに「参加辞退届」を提出すること。

なお、この場合、提出済みの書類は返却する。

3 提案内容及び企画書提出について

(1) 企画提案書の書式

- ① 原則A4横書き表示とし、ページ番号を附番すること。
- ② 用紙方向は原則縦長とするが、一部分において横長のページを使用する際は、A3用紙を使用し、Z折にして、用紙左辺で閉じること。
なお、A3用紙を利用する際は、片面印刷のみとする。
- ③ 用紙左辺に25mm以上の余白を設けること。
- ④ 文字のポイントは、原則11ポイント以上とする。

(2) 企画提案書の制限

- ① 企画提案書に記載する提案は一案に限る。
- ② 企画提案書は、表紙及び別に添付するカタログやパンフレット等を除き、A4換算で100ページ以内の構成とすること。

(3) 企画提案書の構成

企画提案書を作成する際は本要領だけでなく、仕様書の内容を踏まえたうえで、仕様書の各項目を満たす形で作成すること。

4 現場説明会及び質問・回答について

(1) 現場説明会について

本プロポーザルに際し、平塚市から本委託事業に関する現場説明会を行う。

なお、現場説明会に参加する者は、「現場説明会参加者名簿」に必要事項を記載して持参すること。

また、日程及び場所は次のとおり。

- ① 日 時： 平成30年11月8日（木）15時
- ② 集合場所： 平塚市役所 本館 3階 303会議室及び304会議室
- ③ 説明場所： 平塚市役所 本館 1階 市民課及び保険年金課
- ④ 参加人数： 1事業者あたり3名までとする。

(2) 質問・回答について

① 質問について

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書などの作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

なお、質問方法については「質問書」を提出すること。

ア 質問書提出期限

平成30年11月12日（月） 17時まで

イ 質問書提出方法

事務局宛に電子メールで「質問書」を提出すること。この場合において、電子メールの件名は「企業名〇〇 + プロポーザルに関する質問」とすること。

なお、電子メールを送信した後は、必ず到着確認を兼ねた電話を事務局に行うこと。

② 回答について

全質問について、現場説明会に参加した者に対し、（回答日以前に参加辞退届を提出したものは除く）電子メールによって回答する。

また、「質問書」の提出がなかった場合、その旨について、現場説明会に参加した者に対し、（回答日以前に参加辞退届を提出したものは除く）電子メールによって回答する。

なお、平成30年11月19日（月）を期限として、回答する。

5 審査について

(1) 選定方法

本プロポーザルにおける1次及び2次審査は、窓口業務の包括的業務委託に係るプロポーザル業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) 書類審査（1次審査）

本プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）が5者以上の場合に限り、提出書類による1次審査を行い、上位4者を選定する。

なお、参加者が4者以下の場合は、1次審査は実施せずに2次審査を行う。

① 審査方法

1次審査は、参加者の提出書類に基づき選考を行い、評価基準に基づき採点を行い、合計得点により順位を決定し、1次審査の通過者を上位4者選定する。

② 結果通知

選定結果は、全ての参加者に対し、文書及び電子メールによって通知する。

(3) 提案プレゼンテーション（2次審査）

① 実施日及び会場

ア 1次審査を実施しない場合

（ア） 日付 : 平成30年12月26日（水）

（イ） 会場 : 平塚市役所 本館 3階 303会議室

（ウ） 時間 : 2次審査対象者に対し、個別に連絡する。

イ 1次審査を実施した場合

（ア） 日付 : 平成31年1月11日（金）

（イ） 会場 : 平塚市役所 本館 3階 303会議室

（ウ） 時間 : 2次審査対象者に対し、個別に連絡する。

② 提案プレゼンテーション時間

企画提案書に基づき45分（提案の説明25分及び質疑応答20分）程度。

③ 審査方法

企画提案書及び提案プレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき審査し、本委託事業の受託者として適すると認められた者を受託候補者として選定する。

なお、受託候補者以外の者についても得点数の高い者から順位を付する。

④ 結果通知

選定結果は、全ての2次審査参加者に対し、文書及び電子メールによって通知する。

⑤ 注意事項

ア 提案プレゼンテーションは個別に実施する。

イ 「提案プレゼンテーション参加者名簿兼事業担当者一覧」に必要事項を記載して持参すること。

ウ 出席者は説明者を含め5名までとする。

エ 出席者の中に最低2名は、本委託事業に従事する予定の担当者を含めること。

オ 提案内容の説明は企画提案書に基づいて行うこと。

カ プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に事務局に連絡すること。

なお、プロジェクターで投影することができるものは企画提案書及び企画提案書の概要とし、追加資料の提出及び投影は、禁止とする。

キ プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するものとする。

但し、プロジェクターを使用する場合、2次審査参加者が所有するパソコンを使用することとし、当日、パソコンを持参すること。

ク 提案プレゼンテーションに参加しない場合は、「失格」とする。

ケ 審査中に2次審査参加者が特定されるような発言があった場合は、「失格」とする。

コ 参加者が1者の場合であっても、提案プレゼンテーションを実施する。

サ 参加者が1者の場合であっても、選定委員会が規定する選定基準に満たない場合は、選定しない。

シ 提案プレゼンテーションは非公開とする。

(4) その他

① 審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

② 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

③ 選定されなかった者のうち、選定されなかった理由を確認したい場合は、通知の日から7日以内に書面により請求を行うこと。

6 評価の基準

(1) 1次審査

別紙「窓口業務の包括的業務委託事業評価基準書」のとおり。

(2) 2次審査

別紙「窓口業務の包括的業務委託事業評価基準書」のとおり。

7 提案の無効

参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定委員会において審査のうえ、当該参加者が行った提案を無効とする。

(1) 提出書類について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。

(2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

なお、提出書類に虚偽の内容を記載した者に対し、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがある。

- (3) 2 (1) に掲げる参加資格を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が委託上限額を超えたとき。
- (5) 1次審査日又は、提案プレゼンテーション実施日において、平塚市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合。
- (6) この要領に定められた方法以外の方法により、選定委員会の委員その他本市の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求めたとき。

8 契約方法

- (1) 契約締結交渉の対象者について
受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
但し、当該交渉が不調の時は、5 (3) ③による順位が高い者から契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉について
契約締結の交渉に当たっては、受託候補者の企画提案内容を尊重するが、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

9 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて平塚市から疑義事項の照会を行うことがある。
- (3) 企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出書類は返却しない。
また、提出書類は審査の過程において、複製することがある。
- (6) 提出書類は参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として非公開として取り扱うが、平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 参加者は参加表明書の提出をもって、この要領及び仕様書などの記載内容を承諾したものとみなす。

10 別添様式等

- (1) 別紙 : 窓口業務の包括的業務委託事業仕様書
- (2) 別紙 : 窓口業務の包括的業務委託事業仕様書 別紙1

- (3) 別紙 : 窓口業務の包括的業務委託事業仕様書 別紙2
- (4) 別紙 : 窓口業務の包括的業務委託事業仕様書 別紙3
- (5) 別紙 : 窓口業務の包括的業務委託事業評価基準書
- (6) 様式1 : 参加表明書
- (7) 様式2 : 参加辞退届
- (8) 様式3 : 現場説明会参加者名簿
- (9) 様式4 : 質問書
- (10) 様式5 : 提案プレゼンテーション参加者名簿兼事業担当者一覧

以上